

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (都市計画課)

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (シ)

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則 (全県公園化・景観政策課)

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則 (都市計画課)

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則 (職業安定課)

◇公安規則 鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)

公布された規則のあらまし

◇狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

一 次に掲げる様式の整備を行うこととした。

- 1 登録申請書 (別記様式第一号)
 - 2 犬の死亡、所在地変更、所有者の氏名及び住所の変更並びに所有者の変更の届 (新別記様式第二号)
 - 3 鑑札再交付申請書 (新別記様式第三号)
 - 4 狂犬病予防注射済票交付申請書 (新別記様式第四号)
 - 5 狂犬病予防注射済票再交付申請書 (新別記様式第五号)
 - 6 犬の捕獲人指定申請書 (新別記様式第六号)
- 二 注射済票の交付を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならぬこととした。(新第二条の一、別記様式第四号関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

一 県立布勢総合運動公園のテニスコート及び鳥取県民体育館並びに県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用時間及び休園日は、次のとおりとすることとした。(第一条の二、第一条の三関係)

施 設	利 用 時 間		休 園 日
	テニスコート	夜間照明施設のもの	
県立布勢総合運動公園	午前九時から午後五時(四月一日から九月三十日まで)の間は午後七時)まで	午前九時から午後十時まで	一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
県立東郷湖羽合臨海公園	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後十時まで	一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで 二 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日又は休日であるときは、その翌日)

- 二 県立布勢総合運動公園のテニスコート及び鳥取県民体育館並びに県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の申込み及び利用の許可の手續について定めることとした。(第三条の二、第三条の三関係)
- 三 この規則は、次の日から施行することとした。
 - 1 テニスコートに関する部分 平成七年四月十四日
 - 2 鳥取県民体育館に関する部分 平成七年五月十三日
 - 3 燕趙園に関する部分 平成七年七月二十九日

規 則

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(平成六年三月鳥取県条例第九号)の施行期日は、平成七年四月十四日とする。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県規則第三十八号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(平成七年三月鳥取県条例第十五号)の施行期日は、平成七年四月一日とする。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 別表第四の一の備考二の改正規定中「若しくは第一補助競技場」を「第一補助競技場若しくはテニスコート」に改める部分 平成七年四月十四日
- 二 第十一条の改正規定及び別表第四の次に一表を加える改正規定中鳥取県立米子駅前だんだん広場に関する部分 平成七年四月二十日
- 三 別表第一の改正規定、別表第四の一の1の表の改正規定及び別表第四の一の備考二の改正規定中鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館に関する部分 平成七年五月十三日
- 四 第八条の改正規定及び別表第一の改正規定中鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に関する部分 平成七年七月二十九日

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

別記様式第2号 (第1条の3関係)

犬の [死亡の発生及び住所の変更] 届
所在地の氏名変更
 所有者の氏名変更

職 氏名 殿

狂犬病予防法第4条第4項 (第5項) の規定により、下記のとおり届出をします。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

犬の所有者 氏 名

㊦

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地
 (電話) 局 (番))

記

登録年度	年度	犬名	性別	おす・めす	生年月日	
登録番号	第 号	種類	毛 色		その他特徴	
届出事由	発 生 年 月 日		年 月 日			
犬の所在地の変更の場合	(新)					
	(旧)					
犬の所有者の氏名又は住所の変更の場合	(新)					
	(旧)					
犬の所有者の変更の場合	(新)	住所	氏名			
	(旧)	住所	氏名			
備 考						

- 注 1 「届出事由発生年月日」欄は、犬の死亡、所在地の変更等の年月日を記入すること。
 2 犬の死亡を届け出る場合は、次に掲げる事項に留意すること。
 (1) 鑑札及び注射済票を添付すること。
 (2) 死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所が、この届出書に記載する犬の所有者の氏名及び住所と異なるときは、「備考」欄に死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所を記載すること。

別記様式第3号 (第2条関係)

鑑 札 再 交 付 申 請 書

職 氏名 殿

鑑札の再交付を受けたいので、狂犬病予防法施行規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

犬の所有者 氏 名

㊦

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地
 (電話) 局 (番))

記

登録年度	年度	
登録番号	第 号	
鑑札を亡失 (き損)した理由		
備 考		

注 鑑札をき損したときは、その鑑札を添付すること。

別記様式第4号 (第2条の2関係)

狂犬病予防注射済票交付申請書

職 氏名

殿 殿

狂犬病予防注射済票の交付を受けたいので、狂犬病予防法施行規則第12条第2項の規

定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

記 記

申 請 者 名	住 所 (法人にあつては、その名称) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	印	所在地	名	種類	犬			登録番号 注射済票番号
						性別 毛色	生年 月 日	性 別	

別記様式第5号 (第2条の3関係)

狂犬病予防注射済票再交付申請書

狂犬病予防注射済票の再交付を受けたいので、狂犬病予防法施行規則第13条第1項の

規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

職 氏名 殿 殿

郵 便 番 号

□□□□-□□□□

住 所 犬の所有者 氏 名

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
(電話 局 番)

記 記

注射済票の番号	第 号
注射済票を亡失 (き損) した理由	
備 考	

注 注射済票をき損したときは、その注射済票を添付すること。

別記様式第6号 (第3条関係)

犬の捕獲人指定申請書

職 氏名 殿

狂犬病予防法第6条第2項の規定による犬の捕獲人の指定を受けたいので、狂犬病予防法施行細則第3条第1項の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(電話番号)

局

番

添付書類

写真2葉 (最近6月以内に正面から無帽で撮影した名刺型の上半身像とすること。)

別記様式第七号及び別記様式第八号を削り、別記様式第九号を別記様式第七号とする。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則(平成五年七月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の前の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「聴聞」を「意見の聴取」に、「被聴聞者」を「被聴取者」に改める。

第十七条中「被聴聞者」を「被聴取者」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第十八条、第十九条及び第二十七条(見出しを含む。)中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項の表中

第一補助競技場

を

第二補助競技場
テニスコート
(夜間照明施設のあるものを除く。)

に、

陸上競技場
野球場
第一補助競技場
午前九時から午後九時まで

を

陸上競技場
野球場
第一補助競技場
午前九時から午後九時まで
テニスコート
(夜間照明施設のあるものを除く。)
鳥取県民体育館
午前九時から午後十時まで

に、

あやめ池スポーツセンター
テニスコート
(夜間照明施設のあるものを除く。)
アーチェリー場の屋根のある多目的広場
午前九時から午後十時まで

を

あやめ池スポーツセンター
テニスコート
(夜間照明施設のあるものを除く。)
アーチェリー場の屋根のある多目的広場
午前九時から午後十時まで
燕趙園
午前九時から午後五時まで

に改める。

第一条の三第一項の表中

総合運動公園に設けられたもの
臨海公園に設けられたもの

を

総合運動公園に設けられたもの
(鳥取県民体育館を除く。)
鳥取県民体育館
臨海公園に設けられたもの

に、

「祝日である」を「祝日又は休日である」に改める。

第三条の二第二項中「トレーニングルーム若しくは」の下に「鳥取県民体育館のメインアリーナアリーナ若しくはトレーニングルーム若しくは」を加え、「者は」を「者及び臨海公園の燕趙園を利用しようとする者は」に改める。

第三条の三中「トレーニングルーム若しくは」の下に「鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはトレーニングルーム若しくは」を加え、「一般利用の許可をしたときは」を「一般利用の許可をしたとき、又は東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可をしたときは」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月十四日から施行する。ただし、第一条の二第一項の表、第一条の三第一項の表、第三条の二第二項及び第三条の三の改正規定中鳥取県民体育館に関する部分は平成七年五月十三日から、第一条の二第一項の表、第三条の二第二項及び第三条の三の改正規定中燕趙園に関する部分は平成七年七月二十九日から施行する。

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則を廃止する規則

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十二号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県公安委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年二月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二條第一項中第五号を次のように改める。
- 五 仮運転免許試験の結果の判定
- 第二條第一項中第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 六 仮運転免許試験の停止及び合格決定の取消し

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】